



倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

倉吉市教育委員会



倉吉市教育委員会規則第2号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
第10条 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。	第10条 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>教育機関</th><th>設置条例</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ふれあい広場及び多目的広場 (以下「ふれあい広場等」という。)</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	教育機関	設置条例	略		ふれあい広場及び多目的広場 (以下「ふれあい広場等」という。)	略	略		<table><tr><th>教育機関</th><th>設置条例</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ふれあい広場、<u>集いの広場及び多目的広場</u>（以下「ふれあい広場等」という。)</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	教育機関	設置条例	略		ふれあい広場、 <u>集いの広場及び多目的広場</u> （以下「ふれあい広場等」という。)	略	略	
教育機関	設置条例																
略																	
ふれあい広場及び多目的広場 (以下「ふれあい広場等」という。)	略																
略																	
教育機関	設置条例																
略																	
ふれあい広場、 <u>集いの広場及び多目的広場</u> （以下「ふれあい広場等」という。)	略																
略																	
(課長の専決事項)	(課長の専決事項)																
第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。	第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>課長</th><th>専決事項</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>図書館長</td><td>1～4 略 5 <u>ふれあい広場の占用の許可に関すること。</u></td></tr></table>	課長	専決事項	略		図書館長	1～4 略 5 <u>ふれあい広場の占用の許可に関すること。</u>	<table><tr><th>課長</th><th>専決事項</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>図書館長</td><td>1～4 略</td></tr></table>	課長	専決事項	略		図書館長	1～4 略				
課長	専決事項																
略																	
図書館長	1～4 略 5 <u>ふれあい広場の占用の許可に関すること。</u>																
課長	専決事項																
略																	
図書館長	1～4 略																

(倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則（令和4年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
倉吉パークスクエアふれあい広場の管理に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例第20条第1項の<u>占有の許可</u>（以下「<u>占有許可</u>」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (ふれあい広場を占有できる日時) 第2条 ふれあい広場を占有できる日時は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、これを変更することができる。 (1)・(2) 略 (占有許可の申請等) 第3条 <u>占有許可</u>を受けようとする者は、教育委員会に倉吉パークスクエアふれあい広場<u>占有許可(変更)申請書</u>（様式第1号）を提出しなければならない。 2 教育委員会は、<u>占有許可</u>をしたときは、倉吉パークスクエアふれあい広場<u>占有許可書</u>（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。 (占有許可の取消し) 第4条 <u>占有許可</u>を受けた者が当該<u>占有許可</u>を取消しようとするときは、倉吉パークスクエアふれあい広場<u>占有許可取消願</u>（様式第3号）に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。	倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例第20条第1項の許可（以下「<u>行為の許可</u>」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (行為の許可に係る広場の使用日時) 第2条 <u>行為の許可</u>に係る広場の使用日時は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、これを変更することができる。 (1)・(2) 略 (行為の許可の申請等) 第3条 <u>行為の許可</u>を受けようとする者は、教育委員会に倉吉パークスクエア広場内<u>行為許可申請書</u>（様式第1号）を提出しなければならない。 2 教育委員会は、<u>行為の許可</u>をしたときは、倉吉パークスクエア広場内<u>行為許可書</u>（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。 (行為の取消し) 第4条 <u>行為の許可</u>を受けた者は、当該<u>行為の許可</u>に係る<u>行為</u>を取消しようとするときは、倉吉パークスクエア広場内<u>行為取消願</u>（様式第3号）に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第3条 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

倉吉パークスクエアふれあい広場占用許可（変更）申請書

年 月 日

（宛先）

倉吉市教育委員会

郵便番号

住 所

申請者（団体にあっては、所在地）

氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

倉吉パークスクエアふれあい広場を占用したいので、次のとおり申請します。

項 目	内 容	変更有の 場合に○
占 用 目 的 （イベント等の内容）		
占 用 期 間 （準備・撤収も含む）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで	
占 用 期 間 の う ち イ ベ ン ト 等 の 期 間	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで	
占 用 面 積	m ² （全面：4,000 m ² ）	
使 用 予 定 人 数	人	
電 気 の 使 用	有 ・ 無	
水 道 の 使 用	有 ・ 無	
特 別 設 備 等	設置する（ ） ・ 設置しない	
車 に よ る 搬 入 等	有（台数 ） ・ 無	
責 任 者	住所： 氏名： 電話：	
催 物 情 報 へ の 掲 載	掲載する ・ 掲載しない 【掲載内容】 イベント名： 連絡先： 担当：	

※添付書類

- ・ イベントの開催要項、チラシ、パンフレット等
- ・ 占用に係る予定図面
- ・ 使用予定人数が300人以上の場合は、警備計画書

様式第2号（第3条関係）

倉吉パークスクエアふれあい広場占用許可書

第 年 月 日 号

様

倉吉市教育委員会
(公 印 省 略)

占 用 目 的 (イベント等の内容)	
占 用 期 間 (準備・撤収含む)	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
占 用 面 積	m ²
使 用 料	円
使 用 予 定 人 数	人
電 気 の 使 用	有 ・ 無
水 道 の 使 用	有 ・ 無
特 別 設 備 等	設置する () ・ 設置しない
車 による 搬 入 等	有 (台数) ・ 無
責 任 者	住所 : 氏名 : 電話 :
許 可 の 条 件	

倉吉パークスクエアふれあい広場占用許可取消願

年 月 日

(宛先)
倉吉市教育委員会

郵便番号
住 所
申請者 (団体にあっては、所在地)
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話

倉吉パークスクエアふれあい広場の占用許可について、次のとおり取消ししてください。

許 可 の 年 月 日 号 及 び 番 号	年 月 日 第 号
占 用 目 的 (イベント等の内容)	
占 用 期 間 (準備・撤収含む)	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
占 用 面 積	m ²
取 消 し の 理 由	

添付書類 取消しに係る占用許可書

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正前の倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の規定によりなされた申請、行為の許可等は、同条の規定による改正後の倉吉パークスクエアふれあい広場の管理に関する規則の相当規定によりなされた申請、占用許可等とみなす。